

令和 7 年

第 4 回おいらせ町議会定例会

議 案 書

青森県おいらせ町

令和7年 第4回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
報告第15号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（建築） 請負契約の変更契約の締結について）	5
報告第16号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（電気 設備）請負契約の変更契約の締結について）	7
報告第17号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（機械 設備）請負契約の変更契約の締結について）	9
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて	11
議案第63号	おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の 制定について	14
議案第64号	おいらせ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について	22
議案第65号	おいらせ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を 定める条例の制定について	36
議案第66号	おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定 について	52
議案第67号	おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について	73
議案第68号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について	76
議案第69号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を 改正する条例について	106
議案第70号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例について	108
議案第71号	おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	110

議案番号	件 名	頁
議案第 7 2 号	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	112
議案第 7 3 号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	114
議案第 7 4 号	おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家の指定管理者の指定について	117
議案第 7 5 号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	118
議案第 7 6 号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	120
議案第 7 7 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 5 号）について	122
議案第 7 8 号	令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	130
議案第 7 9 号	令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	133
議案第 8 0 号	令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	136
議案第 8 1 号	令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 3 号）について	139
議案第 8 2 号	令和 7 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	141

報告第15号

専決処分の報告について

木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出

おいらせ町長 成田 隆

専決第17号

木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について

令和6年第3回おいらせ町議会定例会議案第47号をもって議会の議決を経た、木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第3号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額 10,230,000円の増額

変更後の契約金額 708,730,000円

変更前の契約金額 698,500,000円

令和7年10月24日 専決

おいらせ町長 成田 隆

報告第 16 号

専決処分の報告について

木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

専決第18号

木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について

令和6年第3回おいらせ町議会定例会議案第48号をもって議会の議決を経た、木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第3号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額 1,463,000円の増額

変更後の契約金額 58,146,000円

変更前の契約金額 56,683,000円

令和7年10月24日 専決

おいらせ町長 成田 隆

報告第 17 号

専決処分の報告について

木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

専決第19号

木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について

令和6年第3回おいらせ町議会定例会議案第49号をもって議会の議決を経た、木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第3号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額 286,000円の増額

変更後の契約金額 67,936,000円

変更前の契約金額 67,650,000円

令和7年10月24日 専決

おいらせ町長 成田 隆

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 鶴ヶ崎 光 子

令和 7 年 1 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

1人の委員（山端節子氏）の退任に伴い、後任の委員に鶴ヶ崎光子氏を候補者として推薦することについて、意見を求めるものである。

諮詢第 4 号參考資料

議案第 6 3 号

おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

一般社団法人おいらせ町観光物産協会に町職員を派遣するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき、必要な事項を定めるため提案するものである。

おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 町が出資している団体で、規則で定めるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である団体で、規則で定めるもの
- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
 - (2) 非常勤職員
 - (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員
 - (4) 企業職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員）
 - (5) おいらせ町職員の定年等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第29号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させること

とされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

- (6) おいらせ町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (7) 地方公務員法第28条第2項又はおいらせ町職員の分限に関する条例（平成18年おいらせ町条例第27号）第2条の規定により休職にされている職員
- (8) 地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
- (2) 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項
(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 派遣職員の職員派遣が前条第1項に規定する取決めに反したこととなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合

- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又はおいらせ町職員の分限に関する条例第2条に該当することとなった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し、若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下「地方公共団体委託等業務」という。）である場合又は地方公共団体委託等業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関するおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関するおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）第32条第1項及び第5項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(派遣職員の処遇の状況等の報告)

第7条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を町長に報告しなければならない。

(法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社)

第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が資本金その他これに準ずるもの全部又は一部を出資している株式会社のうち規則で定めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに、町の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である株式会社で規則で定めるもの

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合)

第10条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合
- (2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないとき又は適当でないと認められるとき。
 - ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
 - イ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要等のために当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)

第11条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を行うことが適當と認められるときとする。

(法第10条第2項に規定する条例で定める事項)

第12条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 退職派遣者の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 退職派遣者の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関するおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関するおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第32条第1項及び第5項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における待遇)

第14条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員

との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(退職派遣者の処遇の状況等の報告)

第15条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を町長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

- 2 第8条から第15条までの規定は、令和8年3月31日以後に法第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

(おいらせ町職員定数条例の一部改正)

- 3 おいらせ町職員定数条例（平成18年おいらせ町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(9) おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号）第2条第1項の規定により派遣された職員

(おいらせ町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

- 4 おいらせ町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人)

第2条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、おいらせ町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号）第8条に定める特定法人とする。

議案第 64 号

おいらせ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

おいらせ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

提案理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案するものである。

おいらせ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

　第1節 通則（第6条—第19条）

　第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

　第3節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

　第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雜則（第28条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（2）乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

（3）利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」と

いう。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 町長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならぬ。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するため

に必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要

に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置

するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する

る利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村（特別区を含む。）からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第3節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支

援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1. 65 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1. 98 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令

		<p>第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1</p>

		<p>項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号の要件を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式の

ものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行う

に当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 特定教育・保育施設　おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第11号）
- (2) 家庭的保育事業等を行う事業所　おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第12号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）
(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則 (電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 65 号

おいらせ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について

おいらせ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、提案するものである。

おいらせ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第3条）

　第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。

以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳

児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要な事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給

付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保

護者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければなら

ない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）

を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受けれる費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定

める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置

を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償

として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に
関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

- 第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当た

っての計画

- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する

ことができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳

児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について

おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県職員の旅費制度の全面見直しが令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、当町においても準じた運用を行うため、提案するものである。

おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例

おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 旅費の種目及び内容

　　第1節 通則（第9条）

　　第2節 交通費（第10条—第13条）

　　第3節 宿泊費等（第14条—第16条）

　　第4節 転居費等（第17条—第20条）

　　第5節 その他の種目（第21条・第22条）

　　第6節 日額旅費（第23条）

第3章 費用弁償（第24条）

第4章 雜則（第25条—第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務公署（常時勤務する勤務公署がない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅

行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

- (4) 赴任 採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、町と旅行役務提供契約(旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。
(旅費の支給)

第3条 職員(第3章の規定により費用の弁償を受ける職員を除く。以下この章及び次章において同じ。)が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- (1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職又は休

職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（2）職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

（3）職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

（4）職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（5）職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合は、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が町の機関の依頼又は要求に応じ公務遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失し

た旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 8 第1項、第2項及び第6項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行命令依頼書(以下「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含

む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが認められなかった場合において、旅行命令等に従わないので旅行したときは、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみ支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(年度経過等による区分)

第7条 移動中における年度の経過等のため第9条に規定する鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行

役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行が完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、任命権者が指定する電子計算機に備えられたファイルへの

記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

(旅費の種目及び内容)

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運

賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる

運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、長時間にわたる移動として規則で定めるもの(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用。ただし、移動に直接要する費用の算定ができない場合は、次項の規定により計算した路程に1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額を移動に直接要する費用とみなす。

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号ただし書の路程は、全路程を通算して計算するものとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

第4節 転居費等

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）

とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(転居費等の適用制限)

第20条 第17条から前条までの規定は、町長が特に必要と認めた場合に限り適用する。

第5節 その他の種目

(渡航雑費)

第21条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用

の額とする。

(死亡手当)

第22条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雜費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第6節 日額旅費

第23条 第9条に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適當と認めて任命権者が指定するものとする。

- (1) 調査、巡察その他これらに類する目的のための旅行
 - (2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
 - (3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張
- 2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第9条に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

第3章 費用弁償

(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の費用弁償)

第24条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員が公務のため旅行した場合には、その費用を弁償する。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の種目、内容、額、支給方法等については、常勤の職員の旅費支給の例による。
- 3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その費用を弁償する。
 - (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（第3号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用

しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合(同号に該当する場合を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が定めるもの(以下この項において「自動車等」という。)を使用することを常例とする者(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合(次号に該当する場合を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合
- 4 前項の規定により支給する費用弁償の額は、常勤の職員の通勤手当との權衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。
- 5 前項に規定するもののほか、第3項の規定により支給する費用弁償の支給方法等については、任命権者が定める。

第4章 雜則 (町内旅費)

第25条 町内旅費の支給額については、規則で定める。
(本邦通過の場合の旅費)

第26条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における

船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第28条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第29条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第30条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例等の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第31条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給することができる。

(旅費の返納)

第32条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(実施規定)

第33条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のおいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項の旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前のおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項の旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項の旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行命令等を変更する旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行命令等を変更する旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることがで

きる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第32条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の一部改正)

6 おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例（平成18年おいらせ町条例第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

おいらせ町特別職の職員の旅費に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、おいらせ町特別職の職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出し中「種類及び額」を「種目、内容及び額等」に改め、同条第1項中「旅費」の次に「の種目」を加え、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当の10種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特別職の職員に支給する旅費の種目、内容、額及び支給方法等については、一般職の職員の旅費支給の例による。

第2条第3項及び第4項を削る。

第3条中「旅費支給条例」を「一般職の職員」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

(おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の一部改正に伴う経過措置)

7 改正後のおいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の規定は、施行日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）

については、なお従前の例による。

(おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

8 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「の額」を「について」に、「おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例」を「おいらせ町特別職の職員の旅費に関する条例」に、「別表第1に掲げる町長に支給する旅費相当額」を「の規定の例によるもの」に改める。

(おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 改正後のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）については、なお従前の例による。

(おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部改正)

10 おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例（平成18年おいらせ町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、同条第2項中「おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）」を「おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号）」に、「旅費支給条例」を「職員旅費条例」に改め、同条第3項中「旅費支給条例（第26条の規定を除く。）」を「職員旅費条例」に改める。

(おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 1 改正後のおいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）については、なお従前の例による。

（おいらせ町議会事務局設置条例の一部改正）

1 2 おいらせ町議会事務局設置条例（平成18年おいらせ町条例第155号）の一部を次のように改正する。

第6条中「おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）を「おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号」に改める。

（おいらせ町議会事務局設置条例の一部改正に伴う経過措置）

1 3 改正後のおいらせ町議会事務局設置条例の規定は、施行日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）については、なお従前の例による。

（おいらせ町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

1 4 おいらせ町固定資産評価審査委員会条例（平成18年おいらせ町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条中「おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）を「おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号」に改める。

（おいらせ町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

1 5 改正後のおいらせ町固定資産評価審査委員会条例の規定は、施行日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）については、なお従前の例による。

(おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

1 6 おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例（平成18年おいらせ町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）を「おいらせ町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（令和7年おいらせ町条例第 号）に、「旅費支給条例」を「職員旅費条例」に改める。

第3条を削る。

第4条中「旅費支給条例」を「職員旅費条例」に改め、同条を第3条とする。

(おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 7 改正後のおいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）については、なお従前の例による。

議案第 6 7 号

おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について

おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

行政組織機構の一部見直しに伴い、課の組織を改めるため提案するものである。

おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例

おいらせ町行政組織条例（平成18年おいらせ町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「農林水産課」を「産業課」に改める。

商工観光課」

第2条の表中「農林水産課

- (1) 農業に関すること。
- (2) 林業に関すること。
- (3) 水産業に関すること。
- (4) 畜産に関すること。
- (5) 土地改良に関すること。

商工観光課

- (1) 商工に関すること。
- (2) 観光に関すること。
- (3) 労働に関すること。」を

「産業課

- (1) 農業に関すること。
- (2) 林業に関すること。
- (3) 水産業に関すること。
- (4) 畜産に関すること。
- (5) 土地改良に関すること。
- (6) 商工に関すること。
- (7) 観光に関すること。
- (8) 労働に関すること。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

2 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1おいらせ町農村環境改善センター運営審議会の項及びおいらせ町農業振興地域整備促進協議会の項中「農林水産課」を「産業課」に改め、同表おいらせ町人・農地プラン検討会の項中「農林水産課長」を「産業課長」に改め、同項庶務担当課の欄を次のように改める。

産業課

議案第 68 号

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて、町一般職職員の給料月額並びに通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改めるため提案するものである。

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、
「6, 600円」を「7, 050円」に改める。

第26条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の70」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を加える。

第29条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の110」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700

務職 員以 外の 職員	5	200, 300	247, 500	280, 300	315, 500	339, 600	373, 300
	6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100
	7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600
	8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200
	9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500
	10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100
	11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700
	12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200
	13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100
	14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000
	15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900
	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400

32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300

59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	

86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700
94		308, 000	358, 400	
95		308, 300	358, 800	
96		308, 700	359, 100	
97		308, 900	359, 400	
98		309, 200	359, 800	
99		309, 500	360, 200	
100		309, 900	360, 600	
101		310, 100	361, 100	
102		310, 400	361, 500	
103		310, 700	361, 900	
104		311, 000	362, 300	
105		311, 200	362, 800	
106		311, 500	363, 200	
107		311, 800	363, 500	
108		312, 100	363, 800	
109		312, 300	364, 200	
110		312, 600		
111		313, 000		
112		313, 300		

	113		313, 500				
	114		313, 700				
	115		314, 000				
	116		314, 400				
	117		314, 600				
	118		314, 800				
	119		315, 100				
	120		315, 400				
	121		315, 700				
	122		315, 900				
	123		316, 200				
	124		316, 500				
	125		316, 800				
定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員		円 200, 300	円 227, 800	円 269, 500	円 290, 100	円 305, 700	円 331, 900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用		円	円	円	円
	1	305, 600	415, 600	470, 300	566, 200
	2	307, 900	418, 300	472, 300	572, 300

短時 間勤 務職 員以 外の 職員	3	310, 200	420, 900	474, 200	577, 400
	4	312, 400	423, 300	476, 100	582, 100
	5	314, 500	425, 600	477, 500	586, 400
	6	318, 000	427, 800	479, 200	590, 700
	7	321, 500	429, 800	481, 000	594, 100
	8	324, 900	431, 900	482, 800	597, 000
	9	328, 300	434, 000	484, 600	599, 500
	10	331, 800	435, 500	486, 300	601, 800
	11	335, 200	437, 000	488, 100	
	12	338, 600	438, 500	489, 900	
	13	342, 000	439, 900	491, 700	
	14	345, 500	441, 300	493, 400	
	15	348, 900	442, 800	495, 200	
	16	352, 300	444, 200	497, 000	
	17	355, 700	445, 500	498, 800	
	18	358, 800	447, 000	500, 700	
	19	362, 000	448, 400	502, 600	
	20	365, 200	449, 800	504, 500	
	21	368, 500	451, 100	506, 400	
	22	371, 600	452, 600	508, 100	
	23	374, 700	454, 000	509, 900	
	24	377, 700	455, 400	511, 700	
	25	380, 800	456, 800	513, 300	
	26	383, 100	458, 200	515, 100	
	27	385, 400	459, 500	516, 900	
	28	387, 600	460, 900	518, 400	
	29	389, 500	462, 300	519, 800	

30	391, 200	463, 600	521, 500
31	392, 900	465, 000	523, 300
32	394, 700	466, 400	525, 000
33	396, 400	467, 700	526, 500
34	398, 200	469, 100	527, 800
35	399, 800	470, 400	529, 100
36	401, 100	471, 800	530, 400
37	402, 500	473, 200	531, 400
38	403, 900	474, 900	532, 700
39	405, 300	476, 500	534, 000
40	406, 700	478, 000	535, 300
41	408, 200	479, 600	536, 300
42	408, 900	480, 800	537, 100
43	409, 500	481, 900	537, 900
44	410, 100	483, 000	538, 700
45	410, 900	484, 000	539, 600
46	411, 500	484, 900	540, 400
47	412, 100	485, 800	541, 200
48	412, 600	486, 600	541, 900
49	413, 100	487, 300	542, 700
50	413, 500	488, 000	543, 500
51	414, 000	488, 700	544, 200
52	414, 400	489, 300	545, 100
53	414, 800	489, 900	546, 000
54	415, 100	490, 600	546, 800
55	415, 400	491, 200	547, 700
56	415, 800	491, 800	548, 600

57	416, 100	492, 100	549, 400
58	416, 500	492, 700	550, 200
59	416, 800	493, 300	551, 000
60	417, 200	494, 000	551, 700
61	417, 600	494, 400	552, 500
62	417, 900	495, 000	553, 400
63	418, 200	495, 700	554, 300
64	418, 500	496, 400	555, 200
65	418, 800	496, 800	556, 000
66		497, 400	556, 900
67		498, 000	557, 800
68		498, 500	558, 700
69		499, 000	559, 500
70		499, 500	560, 400
71		500, 000	561, 300
72		500, 500	562, 200
73		500, 900	563, 000
74		501, 400	
75		501, 800	
76		502, 200	
77		502, 700	
78		503, 300	
79		503, 800	
80		504, 200	
81		504, 700	
82		505, 300	
83		505, 900	

	84		506,400		
	85		506,900		
定年前		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
再任用		円	円	円	円
短時間		312,900	356,500	412,800	488,500
勤務職員					

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円
前再	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
任用	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
短時	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
間勤	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
務職	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
員以	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500
外の職員	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900

14	226, 500	254, 800	284, 500	302, 900	345, 500
15	228, 700	256, 000	285, 200	304, 000	347, 000
16	230, 800	257, 100	286, 000	305, 200	348, 500
17	232, 900	258, 100	286, 800	306, 300	350, 000
18	234, 000	259, 100	287, 600	307, 500	351, 600
19	235, 000	260, 200	288, 400	308, 600	353, 200
20	236, 100	261, 200	289, 100	309, 800	354, 700
21	237, 200	262, 300	289, 900	311, 000	356, 000
22	238, 000	263, 200	290, 800	312, 200	357, 500
23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000
24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500
25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900
26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400
27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900
28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300
29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700
30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300
31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700
32	246, 400	271, 100	299, 300	324, 000	372, 200
33	247, 100	271, 900	300, 300	325, 100	373, 400
34	247, 700	272, 700	301, 400	326, 200	374, 500
35	248, 400	273, 300	302, 400	327, 400	375, 700
36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800
37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800
38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600
39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500
40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600

41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600
42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600
43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600
44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500
45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300
46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100
47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000
48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800
49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300
50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100
51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900
52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800

68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700	403, 700
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900	404, 100
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200	404, 500
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700	404, 900
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000	405, 400
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300	405, 800
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600	406, 200
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000	406, 600
86		303, 000	341, 100	362, 300	
87		303, 200	341, 400	362, 600	
88		303, 400	341, 700	362, 900	
89		303, 800	342, 000	363, 300	
90		304, 000	342, 200	363, 600	
91		304, 200	342, 600	363, 800	
92		304, 400	342, 900	364, 100	
93		304, 800	343, 100	364, 400	
94		305, 000	343, 400	364, 800	

	95		305, 200	343, 700	365, 200	
	96		305, 500	343, 900	365, 600	
	97		305, 800	344, 100	366, 100	
	98		306, 000	344, 400	366, 500	
	99		306, 200	344, 700	366, 900	
	100		306, 500	344, 900	367, 300	
	101		306, 800	345, 100	367, 800	
	102		307, 000	345, 300		
	103		307, 200	345, 700		
	104		307, 500	345, 900		
	105		307, 800	346, 100		
	106			346, 400		
	107			346, 800		
	108			347, 200		
	109			347, 400		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		201, 300	227, 900	257, 300	271, 300	297, 800

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400

28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700
29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900
30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400
31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900
32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400
33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600
34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100
35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600

55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900

82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100	
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600	
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100	
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600	
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200	
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600	
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100	
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600	

109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200
110	306, 500	337, 800	372, 400	
111	306, 700	338, 100	372, 900	
112	307, 000	338, 400	373, 300	
113	307, 300	338, 700	373, 700	
114	307, 500	339, 100	374, 100	
115	307, 800	339, 400	374, 600	
116	308, 000	339, 700	375, 100	
117	308, 300	339, 900	375, 500	
118	308, 500	340, 200	376, 000	
119	308, 800	340, 500	376, 500	
120	309, 100	340, 700	377, 000	
121	309, 400	340, 900	377, 300	
122	309, 700	341, 200		
123	310, 000	341, 500		
124	310, 300	341, 800		
125	310, 500	342, 000		
126	310, 700	342, 300		
127	311, 000	342, 600		
128	311, 400	342, 800		
129	311, 600	343, 000		
130	311, 900	343, 200		
131	312, 200	343, 500		
132	312, 600	343, 700		
133	312, 800	344, 000		
134	313, 100	344, 400		
135	313, 400	344, 800		

136	313, 700	345, 200
137	313, 900	345, 500
138	314, 200	345, 900
139	314, 500	346, 300
140	314, 800	346, 700
141	315, 000	347, 000
142	315, 300	347, 400
143	315, 700	347, 700
144	316, 000	348, 100
145	316, 200	348, 400
146	316, 400	348, 800
147	316, 700	349, 200
148	317, 000	349, 600
149	317, 200	349, 900
150	317, 400	350, 300
151	317, 700	350, 700
152	318, 000	351, 100
153	318, 400	351, 400
154	318, 600	
155	318, 800	
156	319, 100	
157	319, 400	
158	319, 700	
159	320, 000	
160	320, 300	
161	320, 700	
162	321, 000	

	163	321,300				
	164	321,600				
	165	322,000				
	166	322,300				
	167	322,600				
	168	322,900				
	169	323,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 248,800	基準給料 月額 円 269,700	基準給料 月額 円 277,300	基準給料 月額 円 288,100	基準給料 月額 円 305,100

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円
前再	1	212,900	234,000	361,900	448,100
任用	2	215,300	236,400	363,400	449,400
短時	3	217,600	238,800	364,900	450,600
間勤	4	219,900	241,300	366,300	451,900
務職	5	222,100	243,700	367,700	453,000
員以	6	224,400	246,100	369,000	454,100
外の	7	226,600	248,500	370,300	455,300
職員	8	228,800	251,000	371,700	456,500

9	231, 000	253, 400	373, 100	457, 800
10	233, 200	255, 000	374, 400	459, 000
11	235, 400	256, 600	375, 700	460, 100
12	237, 600	258, 200	376, 900	461, 200
13	239, 800	259, 800	378, 100	462, 400
14	241, 900	261, 200	379, 400	463, 200
15	244, 000	262, 600	380, 600	464, 000
16	246, 100	264, 000	381, 800	464, 900
17	248, 200	265, 400	382, 800	465, 800
18	250, 000	266, 600	384, 000	466, 200
19	251, 700	267, 800	385, 200	466, 700
20	253, 400	269, 000	386, 300	467, 200
21	255, 100	270, 300	387, 300	467, 700
22	256, 400	271, 400	388, 500	
23	257, 700	272, 500	389, 700	
24	258, 900	273, 700	390, 800	
25	260, 100	275, 000	391, 800	
26	261, 200	276, 700	393, 000	
27	262, 300	278, 400	394, 100	
28	263, 400	280, 100	395, 200	
29	264, 600	281, 800	396, 300	
30	265, 700	283, 800	397, 500	
31	266, 800	286, 000	398, 700	
32	267, 800	288, 200	399, 800	
33	268, 900	290, 400	400, 800	
34	269, 900	292, 600	401, 900	
35	270, 900	294, 800	403, 100	

36	272, 000	296, 900	404, 300
37	273, 200	298, 900	405, 500
38	274, 100	300, 800	406, 800
39	275, 100	302, 700	407, 900
40	276, 200	304, 500	409, 100
41	277, 400	306, 300	410, 200
42	278, 500	308, 200	411, 500
43	279, 600	310, 000	412, 500
44	280, 700	311, 700	413, 600
45	281, 600	313, 400	414, 800
46	282, 400	315, 200	416, 000
47	283, 200	316, 900	417, 200
48	284, 000	318, 500	418, 400
49	284, 600	320, 100	419, 500
50	285, 400	321, 800	420, 500
51	286, 100	323, 600	421, 800
52	286, 800	325, 300	423, 000
53	287, 600	326, 600	424, 200
54	288, 400	328, 500	425, 300
55	289, 000	330, 300	426, 400
56	289, 700	332, 000	427, 500
57	290, 400	333, 600	428, 500
58	291, 200	335, 500	429, 700
59	292, 000	337, 200	430, 900
60	292, 600	338, 900	432, 100
61	293, 200	340, 600	432, 700
62	293, 900	342, 300	433, 500

63	294, 600	344, 000	434, 200
64	295, 100	345, 700	434, 700
65	295, 800	347, 400	435, 000
66	296, 500	348, 700	435, 300
67	297, 100	350, 000	435, 700
68	297, 700	351, 300	436, 100
69	298, 400	352, 800	436, 400
70	299, 100	354, 300	436, 800
71	299, 700	355, 800	437, 100
72	300, 400	357, 300	437, 400
73	300, 900	358, 600	437, 700
74	301, 500	360, 100	438, 000
75	302, 200	361, 600	438, 300
76	302, 700	363, 000	438, 600
77	303, 300	364, 400	438, 800
78	303, 900	365, 900	439, 100
79	304, 500	367, 400	439, 400
80	305, 100	368, 900	439, 600
81	305, 600	370, 200	439, 800
82	306, 100	371, 500	
83	306, 700	372, 800	
84	307, 300	374, 000	
85	307, 700	375, 200	
86	308, 100	376, 400	
87	308, 600	377, 500	
88	309, 100	378, 600	
89	309, 500	379, 600	

90	310, 000	380, 700
91	310, 400	381, 800
92	310, 900	382, 900
93	311, 200	384, 000
94	311, 700	385, 100
95	312, 200	386, 100
96	312, 600	387, 200
97	312, 900	388, 200
98	313, 300	389, 200
99	313, 700	390, 100
100	314, 100	391, 000
101	314, 500	391, 800
102	314, 800	392, 800
103	315, 100	393, 600
104	315, 400	394, 500
105	315, 600	395, 300
106	315, 900	396, 200
107	316, 200	397, 100
108	316, 400	398, 000
109	316, 600	398, 800
110	316, 800	399, 800
111	317, 100	400, 700
112	317, 400	401, 600
113	317, 600	402, 200
114	317, 800	403, 100
115	318, 000	404, 000
116	318, 300	404, 900

117	318, 600	405, 700		
118	318, 800	406, 400		
119	319, 100	407, 200		
120	319, 400	408, 000		
121	319, 600	408, 600		
122	319, 800	409, 300		
123	320, 000	410, 000		
124	320, 300	410, 600		
125	320, 600	411, 200		
126		411, 900		
127		412, 400		
128		413, 000		
129		413, 600		
130		414, 200		
131		414, 700		
132		415, 200		
133		415, 500		
134		415, 800		
135		416, 000		
136		416, 300		
137		416, 600		
138		416, 900		
139		417, 200		
140		417, 500		
141		417, 800		
142		418, 100		
143		418, 400		

	144		418,700		
	145		418,900		
	146		419,200		
	147		419,500		
	148		419,700		
	149		419,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 238,400	基準給料 月額 円 285,800	基準給料 月額 円 341,600	基準給料 月額 円 425,600

備考

- (1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号中「4万4,000円」を「6万4,200円」に改める。

第26条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110」を

「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

別表第5の備考(2)中「7,500円」を「11,500円」に改め、同備考に次のように加える。

(3) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例別表第5の備考の改正規定は令和8年1月1日から、第2条(同条例別表第5の備考の改正規定を除く。)の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年4月1日前の異動者の号給の調整)

3 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、
規則で定める。

議案第 69 号

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて行う町一般職職員の期末手当及び勤勉
手当支給割合の改定に鑑みて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支
給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の180」に改める。

第2条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の180」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 70 号

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

町特別職の期末手当支給割合の改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第37号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「100分の170」を「100分の180」に改める。

第2条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の180」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 71 号

おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正に伴い、国會議員の選挙における選挙公営の限度額が引き上げられたことから、町議会議員選挙及び町長選挙においても、国に準拠した内容に改めるため提案するものである。

おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年おいらせ町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「51, 500円」を「64, 500円」に改める。

第4条第1号中「51, 500円」を「64, 500円」に改め、同条第2号ア中「13, 390円」を「16, 100円」に改め、同号イ中「7, 210円」を「7, 700円」に改め、同号ウ中「10, 000円」を「12, 500円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「347円16銭」を「586円88銭」に、「133, 900円」を「316, 250円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のおいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 72 号

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例について

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

全国の市町村で一斉に進められている地方公共団体情報システムの標準化に関して、町の標準準拠システムにおいて住登外者宛名番号管理機能を実装し、独自利用事務で利用することから、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年おいらせ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

住民票関係情報
地方税関係情報

」を「

住民票関係情報
地方税関係情報
住登外者宛名情報

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 3 号

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、町関係条例において所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに

特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条　おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家及び白鳥保護監視所

2 指定管理者となる団体

所在地：青森県上北郡おいらせ町上明堂60番地6

名 称：一般社団法人おいらせ町観光物産協会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和 7 年 1 2 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

公の施設の指定管理者を指定するため、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 75 号

青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって青森県市町村職員退職手当組合から黒石地区清掃施設組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 12 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

提案理由

青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和 8 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

青森県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村職員退職手当組合規約（昭和46年青森県知事許可）の
一部を次のように変更する。

別表第1中「黒石地区清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 6 号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって青森県市町村総合事務組合から黒石地区清掃施設組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 12 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

提案理由

青森県市町村総合事務組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和 8 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合規約（平成19年青森県知事許可）の一部
を次のように変更する。

別表第1中及び別表第2第8号の項中「、黒石地区清掃施設組合」を
削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 77 号

令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 7 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 564,288 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,836,055 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,496,355	95,145	2,591,500
	1 国庫負担金	1,700,014	81,851	1,781,865
	2 国庫補助金	790,790	13,294	804,084
16 県支出金		1,430,819	87,285	1,518,104
	1 県負担金	778,469	35,030	813,499
	2 県補助金	585,333	52,232	637,565
	3 県委託金	67,017	23	67,040
17 財産収入		18,330	1,182	19,512
	1 財産運用収入	16,828	1,182	18,010
18 寄附金		24,032	9,499	33,531
	1 寄附金	24,032	9,499	33,531
19 繰入金		669,412	208,647	878,059
	2 基金繰入金	655,294	208,647	863,941
21 諸収入		93,225	1,830	95,055
	5 雑入	83,752	1,830	85,582
22 町債		1,010,200	160,700	1,170,900
	1 町債	1,010,200	160,700	1,170,900
歳入合計		13,271,767	564,288	13,836,055

1
2
3

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		107,877	△972	106,905
	1 議会費	107,877	△972	106,905
2 総務費		2,454,917	83,668	2,538,585
	1 総務管理費	1,355,269	35,728	1,390,997
	2 企画費	657,987	30,796	688,783
	3 徴稅費	274,528	6,546	281,074
	4 戸籍住民登録費	118,329	1,449	119,778
	5 選挙費	36,840	9,127	45,767
	6 統計調査費	10,940	22	10,962
3 民生費		4,789,162	217,993	5,007,155
	1 社会福祉費	2,108,049	51,695	2,159,744
	2 児童福祉費	2,680,314	166,267	2,846,581
	3 災害救助費	799	31	830
4 衛生費		972,463	9,476	981,939
	1 保健衛生費	393,142	4,438	397,580
	2 清掃費	333,383	5,038	338,421
6 農林水産業費		239,500	3,559	243,059
	1 農業費	216,248	2,377	218,625
	2 林業費	11,336	0	11,336
	3 水産業費	11,916	1,182	13,098
7 商工費		116,386	7,132	123,518
	1 商工費	116,386	7,132	123,518

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,330,399	101,718	1,432,117
	1 土木管理費	96,781	3,832	100,613
	2 道路橋りょう費	724,681	7,056	731,737
	3 都市計画費	490,051	86,837	576,888
	4 住宅費	18,886	3,993	22,879
9 消防費		515,612	4,618	520,230
	1 消防費	515,612	4,618	520,230
10 教育費		1,862,818	121,181	1,983,999
	1 教育総務費	199,838	3,408	203,246
	2 小学校費	174,920	25,941	200,861
	3 中学校費	612,954	2,315	615,269
	4 社会教育費	298,501	2,886	301,387
	5 保健体育費	576,605	86,631	663,236
11 災害復旧費		10	1,418	1,428
	2 教育施設災害復旧費	0	818	818
	3 その他施設災害復旧費	0	600	600
12 公債費		862,125	14,497	876,622
	1 公債費	862,125	14,497	876,622
歳 出 合 計		13,271,767	564,288	13,836,055

第2表 繼 続 費 補 正

変 更

款 項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
		總 額	年 度	年 割 額	總 額	年 度	年 割 額
2 総務費	4 戸籍住民登録費	戸籍情報システム等標準化事業	千円 12,166	千円 令和 6 年度	千円 2,112	千円 10,648	千円 令和 6 年度
				令和 7 年度	10,054		令和 7 年度

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 保健体育費	下田公園野球場クレイ舗装等改修事業	83,000 千円

第4表 債務負担行為補正
追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会広報印刷製本業務委託料	令和8年度	3, 063
広報おいらせ編集及び印刷製本業務委託料	令和8年度	11, 212
新序舎北側職員駐車場用地買収事業	令和8年度	49, 909
町税関係帳票等印刷製本業務委託料	令和8年度	4, 521
納税通知書関係印刷製本業務委託料	令和8年度	12, 383
健康診査通知関係印刷製本費	令和8年度	1, 043
ふるさと納税推進業務委託料	令和8年度	857
町道維持補修工事費	令和8年度	69, 000
防災行政無線戸別受信機設置等業務委託料	令和8年度	2, 446
みなくる館指定管理料	令和8年度～令和9年度	3, 000
町民プール管理業務委託料	令和8年度～令和10年度	40, 431

第5表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
新庁舎建設事業 (緊急防災・減災事業)	千円 67,500	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 152,600	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
阿光坊地区農事集会所改修事業 (適正管理推進事業)	12,300				13,200			
下田公園野球場改修事業 (適正管理推進事業)	73,900				148,600			

議案第 78 号

令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
について

令和 7 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44,541 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,465,463 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入 款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,649,336	44,589	1,693,925
	1 県補助金	1,649,336	44,589	1,693,925
5 繰入金		258,328	△48	258,280
	1 一般会計繰入金	232,944	△2,428	230,516
	2 基金繰入金	25,384	2,380	27,764
歳 入 合 計		2,420,922	44,541	2,465,463

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		64,302	△238	64,064
	1 総務管理費	49,488	△343	49,145
	2 徴税費	14,277	105	14,382
2 保険給付費		1,605,393	44,779	1,650,172
	1 療養諸費	1,380,655	36,224	1,416,879
	2 高額療養費	213,800	8,555	222,355
3 国民健康保険事業費納付金		701,136	0	701,136
	1 医療給付費分	469,859	0	469,859
歳 出 合 計		2,420,922	44,541	2,465,463

議案第 79 号

令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,314 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,551,110 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金			495,217	436	495,653
	2 国庫補助金		86,193	436	86,629
4 支払基金交付金			618,582	1,202	619,784
	1 支払基金交付金		618,582	1,202	619,784
7 繰入金			430,403	5,676	436,079
	1 一般会計繰入金		430,403	5,676	436,079
歳 入	合 計		2,543,796	7,314	2,551,110

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 領	補 正 額	計
1 総務費		178,281	4,848	183,129
	1 総務管理費	161,822	4,789	166,611
	2 徴収費	4,440	37	4,477
	3 介護認定審査会費	10,804	22	10,826
3 地域支援事業費		100,440	5,868	106,308
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	54,687	4,529	59,216
	2 一般介護予防事業費	25,972	734	26,706
	3 包括的支援事業・任意事業費	9,379	147	9,526
	4 介護予防支援事業費	10,216	410	10,626
	5 その他諸費	186	48	234
4 基金積立金		41,695	△3,402	38,293
	1 基金積立金	41,695	△3,402	38,293
歳 出 合 計		2,543,796	7,314	2,551,110

議案第 80 号

令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号) について

令和 7 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 221 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 359,103 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 4 日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		106,514	△279	106,235
	1 一般会計繰入金	106,514	△279	106,235
5 諸収入		18,148	58	18,206
	3 受託事業収入	17,347	58	17,405
歳入合計		359,324	△221	359,103

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		21,980	△583	21,397
	1 総務管理費	18,865	△596	18,269
	2 徴収費	3,115	13	3,128
3 保健事業費		12,685	362	13,047
	1 保健事業費	12,685	362	13,047
歳 出	合 計	359,324	△221	359,103

議案第 81 号

令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

（総則）

第 1 条 令和 7 年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 事業収益	1,162,857 千円	30,561 千円	1,193,418 千円
第 1 項 医業収益	978,368 千円	28,912 千円	1,007,280 千円
第 2 項 医業外収益	184,487 千円	1,649 千円	186,136 千円
支 出			
第 1 款 事業費用	1,162,857 千円	30,561 千円	1,193,418 千円
第 1 項 医業費用	1,155,508 千円	30,561 千円	1,186,069 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 19,973 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 19,673 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 19,973 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 19,673 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	102,947 千円	300 千円	103,247 千円
第5項 長期貸付金	3,000 千円	300 千円	3,300 千円
返還金			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	666,679 千円	30,060 千円	696,739 千円

令和 7 年 1 2月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

議案第82号

令和7年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第2号）について

（総則）

第1条 令和7年度おいらせ町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度おいらせ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	855,631千円	2,963千円	858,594千円
第2項 営業外収益	628,908千円	2,963千円	631,871千円
支 出			
第1款 事業費	793,948千円	5,364千円	799,312千円
第1項 営業費用	686,203千円	2,460千円	688,663千円
第2項 営業外費用	105,725千円	2,904千円	108,629千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 127,258千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 124,857千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,567千円」を、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 994千円」に、「当年度利益剰余金処分額 53,116千円」を、「当年度利益剰余金処分額 58,288千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	717,484 千円	△48,070 千円	669,414 千円
第1項 企業債	554,300 千円	△110,700 千円	443,600 千円
第2項 他会計補助金	135,181 千円	68,630 千円	203,811 千円
第3項 補助金	27,000 千円	△6,000 千円	21,000 千円
支 出			
第1款 資本的支出	844,742 千円	△50,471 千円	794,271 千円
第1項 建設改良費	179,708 千円	△50,471 千円	129,237 千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

補 正 前

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良 (馬淵川流域 下水道)	千円 46,900		3.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる場 合、利率の見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、企業 財政その他の 都合により繰 上償還又は低 利に借換える ことができる。
準建設改良 (資本費平準 化債)	千円 442,200	証書借入		

補 正 後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良 (馬淵川流域 下水道)	千円 14,100		3.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる場 合、利率の見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、企業 財政その他の 都合により繰 上償還又は低 利に借換える ことができる。
準建設改良 (資本費平準 化債)	千円 364,300	証書借入		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	30,509 千円	1,523 千円	32,032 千円

(繰出基準を超える補助金)

第6条 予算第9条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、28,436千円」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、97,066千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条に定めた金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	53,116 千円	5,172 千円	58,288 千円

令和 7 年 1 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆